

東京都地方独立行政法人評価委員会  
令和2年度第3回試験研究分科会

令和2年7月28日（火）9：07～10：04

東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室C

令和2年7月28日

午前9時07分 開会

【植野技術調整担当課長】 本日はお忙しい中、ご参加いただきましてまことにありがとうございます。早速でございますが、今年度第3回の分科会を始めたいと思います。

開会にあたり、事務局より本分科会の委員定足数についてご報告いたします。

東京都地方独立行政法人評価委員会条例第7条第3項及び第5項では、分科会は委員の過半数の出席で開催できるものとされております。分科会委員の皆様は5名ですが、本日来庁の委員は2名、それからウェブでのご参加の委員は3名、計5名にご参加いただいておりますので、本分科会は有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、青山分科会長、進行をよろしく願いいたします。

【青山分科会長】 それでは、ただいまから東京都地方独立行政法人評価委員会令和2年度第3回試験研究分科会を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、本分科会は公開となっております、議事録につきましてもホームページにて公開となりますことをご了承願います。

それでは、早速議事を進めてまいります。お手元に配付しております次第をごらんください。

本日の審議事項ですが、令和元年度業務実績評価、第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価、第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討、そして第四期中期目標の計4件を予定しております。

では初めに、事務局から配付資料と審議の進め方について、説明をお願いいたします。

【植野技術調整担当課長】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は全部で11点でございます。

資料1-1、それから1-2が令和元年度業務実績評価に関する資料でございます。

それから資料2-1、2-2が第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の資料についてでございます。

それから資料3-1、3-2の二つにつきましては、組織・業務全般の検討に関する資料でございます。

それから資料4-1から4-4までが、第四期中期目標に関する資料でございます。

最後に資料5でございますが、評価委員会の親会についての資料でございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

本日の審議の進め方についてでございます。

東京都から審議事項ごとに内容を説明させていただきまして、質疑応答を実施いたします。最後に、30日からの評価委員会についてご説明させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【青山分科会長】 それでは、審議事項の一つ目、令和元年度業務実績評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

【植野技術調整担当課長】 それでは、審議事項一つ目の令和元年度業務実績評価について、ご説明をさせていただきます。

本日は、修正箇所を中心にご説明させていただきたいと思いますので、資料1-1、画面の方にも映らせていただいておりますが、こちらを用いましてご説明させていただければと思います。

大きく修正した箇所でございますが、3点ございます。

1点目が、こちらに記載のとおりでございますが、全体評価のところでございます。

「高く評価すべき事項」といたしまして、基盤研究、それから外部資金の導入研究、それから3Dものづくりセクター、この三つについて、今回「S」の評価をつけたところでございます。ですので、高く評価したということでございますので、このSの評価が分かるような記述にしたというところでございます。

具体的には、右側の修正後というところの赤字をごらんいただければと思います。「外部資金導入期研究の採択件数が大幅に増加して」いるというところを、きちんと表記したところがございます。

それから真ん中のところでございますが、「特に、3Dものづくりセクターでは、過去最高の利用実績を達成」ということで、こちらもSを評価したところにつきまして記述をしたところがございます。

それから一番下でございますが、同じく全体評価のところ改善充実を求める事項といたしまして、こちら右側に説明がございますが、製品化支援の取組に加え、新型コロナウイルスを契機といたしまして、新しいニーズへの対応というものを追記させていただいたところがございます。

内容といたしましては、赤字のところがございます。「今後、中小企業の製品化・事業化支援に一層取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、非接触等新しいニーズに対応した支援の実施が望まれる。」ということ、充実を求める事項として記述したところがございます。一方で、「情報発信力の強化」につきましては、今回は削除したところがございますが、ここにつきましては中期目標の中で、しっかりと情報発信の推進ということで、項目立てをしているところがございます。ですので、そちらできちんと読み込んでいきたいというところがございます。

あとの修正箇所につきましては、事実確認等、細かい部分でございますので、本日は時間にも限りがございますので、説明については以上とさせていただきたいと思っております。

**【青山分科会長】** ありがとうございます。

以上、令和元年度業務実績評価について、ご説明いただきましたけれども、改めて委員の皆様から、何かご意見、ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、以上で令和元年度業務実績評価についての審議は終了といたします。

続きまして、審議事項の二つ目ですが、第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価について、事務局から説明をお願いいたします。

**【植野技術調整担当課長】** 二つ目の審議事項でございます。第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、修正箇所を中心にご説明ということでございますので、資料2-1、画面に映し出しているものでございますが、こちらをもとにご説明をさせていただければと思います。

こちらも修正箇所が大きく3点ございます。すべて全体評価についてのところがございます。

今回、見込み評価につきましては、S評価につきまして基盤研究、それから3Dものづくりセクター、この二つについてS評価をしたところがございます。

ですので、まず一つ目のところがございますが、赤字のところがございます。「3Dものづくりセクターをはじめとして」ということで、このS評価をしたところにつきまして、項目を特だしたというところがございます。

それから「改善・充実を求める事項」、中段のところがございますが、こちらは先ほどの令和元年度業務実績評価と同様、「都産技研の支援と中小企業の取組に対する支援の両

面からの記載」ということでございまして、赤字の部分でございます。「新型コロナウイルス感染症を契機として都産技研のデジタル化を進めるとともに、新たな需要獲得に向けた中小企業の取組を支援することを望む。」というところで修正をさせていただいております。

それから、一番最後の段でございますが、同じく「改善・充実を求める事項」でございます。こちらにつきまして、もともと「包括外部監査の指摘等を踏まえて」ということで記述していたところでございますが、第三期中期目標期間におきましては、包括外部監査以外にもさまざま監査を実施しているというところもございます。ですので、そういった包括外部監査に限らず、他の監査につきましてもしっかりとそれを踏まえて、業務改善を行うというような形で、積極的な表現に修正したところでございます。

具体的には赤字の部分でございます。「法人の業務等に係る監査の指摘等を踏まえて」という修正でございます。「職員のコンプライアンス推進等に確実に取り組むことを期待する。」という形で修正をさせていただきました。

同じく2ページ目以降でございますが、細かい表現の修正をさせていただいているところがございますので、こちらについては省略をさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

**【青山分科会長】** ありがとうございます。

以上で、第三期中期目標期間の業務実績の見込み評価について、説明いただきましたけれども、何か委員の皆様から改めてご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、以上で第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価についての審議を終了といたします。

続きまして、審議事項の三つ目になりますが、第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

**【植野技術調整担当課長】** 審議事項3点目の組織・業務全般の検討につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらも業務実績評価同様、修整一覧、資料3-1をもとに説明させていただければと思います。

こちらにつきましては、先ほどの評価も受けまして、修整をさせていただいているところでございます。

具体的には、「第3-2」という項目でございますが、本文の方で行きますと、一番最

後のページでございます。

具体的には、赤字の部分でございます。「また、新型コロナウイルス感染症を契機として、新たな需要を取り込むための支援を推進するとともに、社会情勢や産業動向の変化を的確に捉え、適宜、組織体制の検証を行い、必要な措置を講じるべきである。」というところでございます。こちら、やはり新型コロナウイルスを契機といたしまして、やはり今後非接触・非対面といった新たな需要を取り込むための支援というものを、やはり充実させるべきだということでございます。また、次の5年間を考えましたところ、やはり組織のあり方につきましても社会情勢、また産業動向等、そうした変化を的確にとらえて、しっかりと体制につきましても適宜検証を行って、必要な措置を講じるべきだということ、しっかりと明記させていただいたところでございます。

また、こちらの資料3-1の2ページ目以降につきましては、評価同様技術確認等を行った結果、細かい修正をさせていただいたところがございますので、こちらにつきましても説明は省略させていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

**【青山分科会長】** ありがとうございます。

以上が、第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討について、ご説明いただいたわけですが、何か追加で委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、以上で第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討についての審議を終了いたします。

続きまして、審議事項の最後になりますが、第四期中期目標について、事務局から説明をお願いいたします。

**【植野技術調整担当課長】** 四つ目の審議事項である第四期中期目標について、ご説明させていただきます。

中期目標につきましては、業務実績評価等々と同様に修整した箇所について、まず、ご説明させていただきまして、その次に、今回新たに数値目標を中期目標の中に決めましたので、その数値目標の根拠について、ご説明をさせていただきます。

最後に、昨日東京都から発表されました「食品産業振興に向けた支援方針」、こちらについてご説明をさせていただければと思います。

それではまず、資料4-1をごらんいただければと思います。画面に映し出されている

ところでございます。

まず、修正事項といたして1点目でございます。こちらは前回、7月8日の分科会にて大橋先生からご指摘いただきました事項についてでございます。

もともと「内部統制によるガバナンス強化とコンプライアンスの推進」が一つ、「その他業務運営に関する重要事項」の中の「社会的責任」の中に入れておりましたが、こちらは新しく項目立てをしたところでございます。修正後の赤字部分でございます。「三」という形で、新しく項目立てをしたところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。こちらは「食品産業振興に向けた支援方針を踏まえた修正」というところでございます。

こちらの支援方針につきましては、後ほど改めてご説明させていただきたいと思いますが、今回新たに都立食品技術センターを産業技術研究センターに統合するという形になりましたので、こちらを反映したものでございます。

まず、「目次」のところでございますが、四番の「地域や支所の特色を生かした支援の充実」のところでございます。赤字でございますが、「食品産業への支援」というところを追記したところでございます。

それから、下のところでございます。「政策体系における法人の位置づけ及び役割」のところでございます。こちら、都の施策につきまして説明している箇所でございますが、赤字の部分でございます。「加えて」のところでございますが、昨日発表されたものでございますが「「食品産業振興に向けた支援方針（令和二年七月策定）」では、工学面の幅広い技術・知見を取り入れることで、技術面でのサポート体制の充実を図るため、都産技研と都立食品技術センターを統合する方向性を示した。」というところを追記したところでございます。

それから引き続き、食品に関連する修正箇所でございます。

「第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の二（二）でございます。

もともと左が黒字の部分でございますが、まだ統合の部分が示されておられませんでしたので、「食品分野については食品センターとの連携を深め」というような表現でございました。

こちらが、統合が示されたところでございますので、右側でございます。

実際に統合につきまして、食品技術センターに関する事業につきましては、「地域や支

所の特色を生かした支援の充実」という項目で説明をすることといたしました。こちらにつきましても、赤字の部分でございます。食品の分野を今回、産業技術研究センターの事業として取り組むというところを説明したところでございます。「環境分野における廃プラスチックの削減や、ヘルスケア分野におけるバイオ基盤技術を活用した化粧品や食品等の開発など、社会的課題解決につながる技術開発や製品化・事業化を支援する。」というところでございます。また、併せて委員の先生方からも言われているとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止というところも記述をしているところでございます。

それから、中段のところでございます。こちら、地域や支所の特色を生かした支援の部分でございますが、赤字の部分でございます。「さらに、食品技術センターとの統合により、消費者ニーズの多様化等、食品業界を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、食品産業における技術的課題の解決や東京の地域資源を活用した食品開発などに積極的に対処していく。」ということで、今回統合することになりました食品技術センターに関する記載を追加したところでございます。

併せて下のところでございます。こちら、中段のところと同様、地域や支所の特色を生かした支援のところ、具体的に食品産業への支援についての記述を追加したところでございます。赤字の部分をごらんいただければと思います。「食品技術センターの持つ、食品工業技術にかかる高度な知見と都産技研が有する工学的な知見やノウハウを活かした総合的な支援を展開し、食品産業の振興と都民生活の向上に貢献していく。また、食の安全・安心の確保や地産地消等の推進を行っている、都の農林水産振興施策との連携も図っていく。」ということで、こちらも同様に新たに統合することになりました食品技術センターに関する記述でございます。

続きまして、数値目標に関して修正したところでございます。こちら後ほど、数値目標の根拠につきましてはご説明させていただければと思います。

先に追加したところについてでございますが、全部で5項目でございます。

まず1点目、「技術相談」についてでございます。

こちら、右側のところの赤字をごらんいただければと思います。まず、文言の修正といたしまして、こちら文言の記述を簡単に説明したところでございます。「最適な支援メニューを紹介するため、相談業務を効率的かつ効果的に実施できる相談体制の充実に努める。」というところでございます。

下のところが数値目標についての記述でございます。



もともと「技術相談の目的達成度を目標期間に平均八十パーセント以上とする。」というところをございましたが、新たにやはりデジタル化というところも意識したところがございます。「利用者の利便性向上の観点から電子メールおよびウェブ等による相談実施率を目標期間の最終年度までに五十パーセント以上とする。」という記述をさせていただきました。この50%以上につきましては、後ほどまたご説明させていただければと思います。

2点目でございます。「オーダーメイド型技術支援」についてでございます。

こちら、新たに追加したところでございます。数値目標といたしまして、「オーダーメイド型技術支援を通じて事業化・製品化につなげた件数について、目標期間中累計百二十件とする。」というような数値目標を追加いたしました。

それから3点目でございます。「共同研究」についてでございます。

共同研究につきましてでございますけれども、赤字の部分をごらんいただければと思います。「目標期間中の数値目標として、共同研究を通じて事業化・製品化につなげた件数について、目標期間中累計七十件とする。」という数値目標を追加いたしました。

続きまして、4点目でございます。こちら、情報発信の推進に関する項目でございます。

右側、赤字の部分をごらんいただければと思います。「目標期間中の数値目標として、研究発表会等のオンラインでの実施率を最終年度までに五十パーセント以上、広報誌等の紙媒体のデジタル化率を最終年度までに八十パーセント以上とする。」という形で数値目標を設定させていただきました。

それから最後、職員の確保・育成に関する項目でございます。

こちら、数値目標の前に赤字の部分でございますが、「職員一人ひとりの技術支援力の向上を図るため、人材育成に関する計画を策定し」ということを、今回新たに目標の中に定めたところがございます。

それから数値目標といたしまして、下のところがございます。「人材育成の計画に基づく研修等を実施する際の手法として、デジタルメディアによる実施率を、最終年度までに五十パーセント以上とする。」という形で、数値目標を設定させていただきました。

この後の細かい修正につきましては、時間の都合もございますし、こちら事実確認に基づいて修正したところがございますので、本日の説明につきましては省略させていただければと思います。

資料4-1、中期目標の修正一覧につきましては、説明は以上でございます。

【青山分科会長】      ありがとうございました。

ただいま資料4-1について、ご説明いただきましたけど、何か委員の皆様からご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにご覧しませんようでしたら、続きまして、第四期中期目標の数値目標について、事務局からご説明をお願いいたします。

【植野技術調整担当課長】      続きまして、資料4-2に基づきまして、第四期中期目標の数値目標について、ご説明させていただければと思います。

こちらは表のところ、最初のところに書いておりますが、今回数値目標を設定するに当たっての考え方でございます。やはりこれまで第三期で研究に注力してきたところ、次の第四期ではしっかりとその研究成果を「中小企業の製品化・事業化」に結びつけていくと。こうしたところを意識した数値目標を設定したところでございます。

また、試験研究分科会の委員の皆様からもご意見をいただいているところございますが、やはり都産技研みずからが、しっかりとデジタル化というものを意識していかなければならないというところがございます。ですので、こうしたデジタル化に関連する事項というところも、合わせて数値目標としたところございます。

以上を踏まえて、5項目につきまして、数値目標設定させていただきました。

まず、1点目でございます。「技術相談」について、「電子メールおよびウェブ等による相談実施率を目標期間の最終年度までに五十パーセント以上とする。」というところがございます。一番右側のところでございます。第三期の実績のところをごらんいただければと思います。

現在、基本的にはやはり対面で技術相談を行っております。今、メール相談でやっているところもございますが、第三期の平均が34%というところがございます。こちらは、次の第四期の5年間の間に、やはりオンラインのシステムを活用していきたいというところがございます。

例えば、ウェブ会議システムの導入、それからそれを活用するというところによるウェブ相談の実施でございます。それから、チャットボット。こちらも導入して、そうした自動化・省力化というところをしっかりと進めていくということ、目標達成に向けた取組として想定しているところがございます。やはり、なかなかまだまだ進んでいないところもございまして、また技術相談につきましては、実際にお客様の製品を見てみないと、どういったところに不具合があるとか、クレーム内容とかも、実際に聞いてみないと分か

らないというところもございます。なので、そうした実際に物を見なければならぬというところも踏まえ、全てが全てオンライン化できるものではないというところもございますので、今回目標期間の最終年度までに50%以上というところで、できるところにつきましては、デジタル化していくというような考えで設定したところでございます。

続きまして、2点目。「オーダーメイド型技術支援」についてでございます。

こちらにつきましては、「オーダーメイド型技術を通じて、製品化・事業化につなげた件数について、目標期間中累計120件とする。」という目標を設定させていただきました。

こちら、右側の第三期の実績をごらんいただければと思います。

こちらは、第三期につきましては、現在平均で製品化・事業化につながった件数というものが年平均で18件というところがございます。ですので、単純にいきますと5年間で90件というようなところがございます。ですので、これを120件というような形で、今回第四期では製品化・事業化につなげて、件数を指定させていただきました。

実際に、その目標達成に向けた取組といたしまして、真ん中のところがございますけども、これまでオーダーメイドセミナーであったり、実際に企業に赴いて現地で技術支援をする、こういった個別メニューとして受けていた案件を、きちんと切れ目なく支援をやっていくという、一連のメニューとして実施していくと。また、そうした手続も一つ一つ申請をするのではなくて、一本化して、お客様の利便性向上を図っていくということを考えております。また、そうした個々の個別の案件を取りまとめる、今回第四期では調整役というものを設置いたしまして、複雑多様化する企業の課題に対して、実際にヒアリングというものを充実させることによって、しっかりとその製品化・事業化というものに結びつけていくというような仕掛けも考えているところがございます。

こうした取組を通じまして、現在、第三期ではおおむね90件程度というところを120まで引き上げていくというような目標を設定させていただいているところがございます。

それから3点目、「共同研究」についてでございます。

共同研究につきましては、製品化・事業化につなげた件数につきましては、目標期間中累計70件という目標を設定させていただいているところがございます。

一番右側でございますが、第三期の平均は、年平均で11件ということでございます。ですので、こちら第三期の実績よりも増やす形での目標設定とさせていただきました。

今も中小企業との共同研究を進めているところでございますが、さらに今回、製品化・事

業化というところを意識するということもございますので、第四期ではその共同研究を実施した後に、やはりその後も試作ができ上がった後に、その中小企業と、それぞれその製造の条件等々、まだまだ詰めなくてはいけないところもございます。そういったフォローアップというものを充実させることによって、しっかりと事業化・製品化につなげていくというような仕掛けを考えているところもございます。

こういった取組を通じまして、目標期間中累計70件というような数値目標を設定させていただきました。

それから4点目、「情報発信の推進」についてでございます。

今回、新たに研究発表会等のオンラインでの実施率を最終年度までに50%以上、それから広報誌等の紙媒体のデジタル化率を最終年度までに80%以上とするという形で数値目標を設定させていただきました。

右側、実績についてでございます。研究発表会等につきましては、第三期では全て対面での実施でございましたので、0%でございます。それから、広報誌等につきましては、約3割をデジタル化しているところございます。

ですので、研究発表会や選考会につきましては、今は全くやってないところでございますので、今後ライブ配信等を活用いたしまして、50%まで引き上げたいというところでございます。広報誌等の紙媒体のデジタル化につきましては、今回80%というような設定をさせていただきました。ですので、できる部分については、極力ウェブサイトにて計算していきたいと思っております。

ただし、やはり紙媒体でまだまだ発信していかなければいけない部分もございますので、そこにつきましては紙媒体で引き続きやっていくと。ただし、極力新でできる部分についてはデジタル化していくという指針のもとに、今回新たに80%以上ということで、目標を設定したところがございます。

それから5点目、「組織体制及び運営」についてでございます。

こちら、目標をといたしまして、「人材育成の計画に基づく研修等を実施する際の手法として、デジタルメディアによる実施率を、最終年度までに50%以上とする。」というような目標を設定させていただきました。

こちら、右側の第三期の実績でございます。現在、やはりなかなか進んでいないところがございます。全体の約5%しかeラーニング等がまだ進んでないところがございます。

ですので、ここもてこ入れしていきたいというところもございますので、真ん中のとこ

ろでございますが、「研修の内容、実施方法等をしっかりと精査し、可能なものはオンラインまたはeラーニングで実施」することによりまして、最終年度までに50%以上まで引き上げるというような数値目標を設定させていただきました。

資料4-2、第四期中期目標の数値目標についての説明は以上でございます。

【青山分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、何か委員の皆様からご質問、ご意見はございませんでしょうか。

林委員、どうぞ。

【林委員】 すみません、林です。

先ほど、この技術相談について80%となっていたものが、今度50%というふうに落ちているのですけれども、今後5年間かけて、今平均34%やっているものを50%にするというのは、何か目標が低いような気がして、しょうがないんですね。

5番の組織運営のところ、オンライン化、デジタルメディア化をするのが全体の5%ということ、これを50%以上にすると。これは頑張るねという気がするのですけれども、今33%できているものを、その物を見なければ分からないということはよく分かりますけれども、何か80を50にした意味が、意図がよく分からないのですけど。

【植野技術調整担当課長】 もともとありました80%以上というところは、ちょっと指標が違うところがございます。具体的には、もともと技術相談の目的達成度を目標期間に平均80%以上とするというところでございます。これは技術相談に来たお客様が、自分の相談に来た内容が解決できたかどうか、満足できたかどうかというようなアウトカム指標につきまして、十分に達成できたと、ある程度達成できたというものを合わせて、そういった部分を80%以上にするというところでございますが、こちらは実際に今もアウトカム指標というものもやっております、かなりお客様の目的達成度というのは非常に高い状況だったんですね。ですので、ここをその数値目標にするのも、なかなか。もう既に高い基準のものを、さらに上げるというのは難しいところもありましたので、ここにつきましては見直しをさせていただいたところでございます。

ですので、80%が50%に下がったというわけではございませんで、50%につきましては、今回デジタル化につきまして、新たに設定をしたというところでございます。

【林委員】 分かりました。個々の5年間かけてやっていくことなので、個々の年度年度で、また評価があると思うので、その点、具体的な項目は少しずつ変更していくとかと

いうふうになればいいと思うので、とりあえずいいと思います。

【青山分科会長】      ありがとうございます。

他に何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。大橋先生、どうぞ。

【大橋委員】      今の委員のご質問があったところなのですけれども、この相談件数のカウントなのですけれども、例えば一人の事業者さんが両方使われた場合、例えば最初はウェブで、後から面談に来たというような場合のカウントの仕方とあって、具体的にどういうふうを考えられているのでしょうか。例えば、両方入るのか。その辺は何かきちんと決めておかないと。

【植野技術調整担当課長】      1、1でカウントする……。

【大橋委員】      じゃあ、もう件数でカウントをするということですね。1回当たりってことですね。事業所ごとではないということですね。

【植野技術調整担当課長】      違います。

【大橋委員】      分かりました。恐らく、そういう両方のケースも入ってきてしまうのかなと思いましたが、確認させていただきました。

【青山分科会長】      よろしいでしょうか。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、続きまして東京都立食品技術センターの統合について、事務局から説明をお願いいたします。

【植野技術調整担当課長】      資料4-3に基づきまして、食品産業振興に向けた支援方針について、こちらの概要資料を用いましてご説明させていただければと思います。

先ほど、中期目標の説明の中でもご説明させていただきましたが、今回新たに東京都立食品技術センターを産業技術研究センターに統合するという形の方針が示されたところでございます。こちらは、昨日7月27日に発表されたものでございます。

こちらの資料でございますが、まず、「食品の製造業をめぐる社会情勢の変化と都内食品製造業の現状」というところでございますが、やはりこれまで平成31年1月から、この食品技術センターの機能見直しということが、東京都の中でも提言されてきたところでございます。昨年の令和元年11月から、その提言を受けまして、支援方針の策定に向けた専門家会議というものを、計8回行ってきたというような状況でございます。

その背景でございますけれども、やはり食品に関して、高齢化の進展であったり、共働き世帯の増加等、そうした社会情勢の変化というところがございます。これに基づきまし

て、消費者の食に対するニーズというものも、今後変化が予想されるというところがございます。

それから、近年、消費者の食に対する健康志向であったり、安全性を求める意識の高まりというものもかかせないというところがございます。

それからまた、新しいバイオ技術やAI・IoTの導入等、こういった製造ラインの自動化・省力化。こういったところも、食品製造業では技術革新が進展しているというような背景がございました。

そういった中で、現在「都による食品製造業に対する支援」についてでございます。

こちらは現在、農林水産業の振興といたしまして、主に支援をしているところでございます。都立食品技術センターにおける技術支援といたしまして、技術的な課題に関する研究であったり、依頼試験、または試験機器の貸出等を行っている。併せて、技術の面からだけではなく、経営面からの支援というものを行っているところでございます。

また、「商工業の振興としての支援」といたしましては、私たち都立産業技術研究センターにおける技術支援というものを行っているのですが、なかなかやはり、今まで食品分野というものを前面に押し出していないところ、または専門的な人材もいなかったというところがございますので、なかなかここについては、利用というものは進んでいないというところもございました。同様に、経営面で支援を行う中小企業振興公社、こちらにつきましても、さまざまな経営相談やマーケティング、事業承継、こういった支援メニューを提供しているところではございますが、なかなか食品製造業者の支援の利用というものが少ないというところもございました。

それが、少し色がついているところでございますけれども、これまで農林水産部門の支援というのをメインでやってきていたというところございまして、素材分野が中心であったというところもございました。しかし、今後、食品製造業をめぐる社会情勢等の変化を踏まえ、今後は商工部門を含めた一体的な支援が必要であるというような考えでございます。

また、商工部門の支援がさまざまな支援メニューを設けているところではございますが、利用というものがなかなか進んでいるとは言い難いというような状況もございました。

「都内食品製造業の活性化に向けた視点と支援方針」というところがございます。

五つ点がございますけれども、二つ目のところがございますけれども、例えば消費者が求める商品開発や製造技術の高度化や新たな販路開拓など、製造業の基盤となる各プロセ

スへの支援を充実していくべきだというような方針でございます。

それから四つ目でございます。商品の企画・開発から加工、販売まで、いわゆる川上のところから川下までを一気通貫で行う総合的な支援を実施していくべきだというような方針でございます。

この視点、方針に基づきまして、具体的に五つの視点で支援に関する取組の方向性をまとめたところでございます。

簡単にご説明させていただきますと、まず1点目が「多様化する消費者ニーズなど、外部環境の変化に対応した支援」としてでございます。例えば、消費者ニーズにこたえる商品開発や6次産業化の推進における生産者等との連携の促進に向けた支援を充実していくというような視点であったりとか。

また、2点目は「中小の食品製造業者の基盤的な経営力の強化」、ここはまさに中小企業振興公社が担う部分でございますけれども、例えば商品開発から加工・製造、販売までを一貫支援するというようなところ。また、例えば事業承継ですね。食品製造業者もやはり高齢化が進んでおります。そうしたところで事業承継に関しても、しっかりと支援をしていくというようなところも視点の一つでございます。

それから経営力の強化に続きまして、実際にそれを「売れる魅力的な商品の開発」というところも、しっかりと支援していくべきだということでございます。売れる商品の開発に向けては、しっかりと市場ニーズをとらえた商品開発というものが大事だということがございます。また、ブランド戦略の展開、それから食品につきましても、知的財産の活用。ここにつきましても、中小企業振興公社が強みとするところでございますけれども、こうした支援メニューをしっかりと提供していくというところをうたっているところがございます。

それから4点目でございます。

それでは、その経営力を強化いたしまして、商品を作るというところまで来ます。それから、それを実際に売っていくというところでは、今度は「販路開拓」というところが必要でございます。

この「販路開拓のサポート」というところも、こちらも経営的な部分でございますが、優れた商品のPRに向けて、展示会や商談会、こういったところの出店支援をしっかりとサポートとしていくと。ここも中小企業振興公社が担っていく部分かなというところがございます。



また、Eコマース等の新たな流通システムに対応する社内体制整備等も、着実に支援をしていくというところでございます。

5点目でございますが、ここは産業技術研究センターが関わる部分でございます。

食品製造業の「技術の高度化や新技術の導入を支援」していくというところでございます。こちらの最初のところでございますけれども、IoTやAIなど新技術の導入をサポートできるよう都立食品技術センターの支援に加え、産業技術研究センターの知見も活用した総合的な技術支援を展開していくというところでございます。

また、商品のパッケージ等、デザイン面の支援。こういったところは産技研が担う部分かなというところでございますので、産技研のノウハウや機器を活用していくというところもございます。

また、一番下のところでございますけれども、取引上の必須要件ともなる食品製造過程における異物混入の防止、または商品検査等に関しまして、技術面でのサポートを充実していくと。こういった支援に関する取組の方向性が打ち出されたところでございます。

「今後の支援体制について」というところがございます。

そうした食品製造業を経営、それから技術の両面から、そして商品の企画・開発から販路開拓、ここまで一貫通貫で支援していくためには、やはり「既存の支援機関との統合の検討」をしていくべきだというような方針が打ち出されました。

具体的には、こちら「既存の支援機関との統合の検討」というところでございます。都立食品技術センターの組織統合に当たりましては、中小企業振興公社、それから産業技術研究センターを対象にメリットやデメリット、こういったところをしっかりと検討していくことが適切であるというところでございます。このあたりの検討につきましては、これまで専門家会議が計8回行われましたが、この中でしっかりと議論は尽くされたというところでございます。

そのところからいきますと、中小企業振興公社につきましては、商品開発や販路開拓支援の面からのノウハウは取り入れることができる一方、やはり食品技術センターが強みとするところでございます。研究や技術力を直接高める形の組織統合というのには、やはり限界があるというような結論がございまして。

一方で、産業技術研究センターとの統合につきましては、販路開拓で役立つデザイン等に関するノウハウや既存の研究基盤も産業技術研究センターが持ち合わせているところでございます。こういった技術面での相乗効果を考えますと、食品技術センターの機能向上

を実現するポテンシャルというものが十分にあるというようなところがございます。

そういったところがございまして、「新しい組織を作る上での方向性」といたしまして、現在の都立食品技術センターにつきましても、こちらは設置の根拠が条例に定められた指定管理で現在運営が行われているところがございます。ですので、地方独立行政法人である都立産業技術研究センターが、指定管理により業務を担うことは、法令上不可能であるというところがございます。

こういった仕組み上の限界も踏まえまして、食品技術センターと産技研が受託・委託の関係ではなく、統合によって新しいサービス提供を主体としての事業展開が、食品製造業者がこれからさらに成長を発展していくためには不可欠であるというような考え方でございます。

ですので、一番下のところがございますけれども、「設置の根拠の見直し等」というところがございます。食品技術センターの設置の根拠は条例で、また産技研につきましても地方独立行政法人法により定款を定めて事業運営をしているというところがございますので、今後、統合に当たりましては設置根拠の整理が必要だということがございます。

ですので、この二つの組織統合によりまして、食品技術センターが担う業務内容の法令上の根拠は、今、設置根拠である条例から地方独立行政法人法に移行することが必要であるというところがございます。また、併せて都立産業技術センターの定款の中にも、今回、しっかりと食品分野を事業目的として加えるということを位置づける必要があるということがございます。

こういったさまざまな手続を、今後進めていくことによって、組織構築を行っていくというような支援方針が打ち出されました。こうした昨日打ち出された食品産業振興に向けた支援方針に基づきまして、都立食品技術センターを統合していくという方向性が発表されました。これを受けまして、次の第四期の産技研の中期目標の中でも、今回、しっかりと食品分野を取り込んでいくということ、本文の中にも組み込んだというところがございます。

また、他県に目を向けますと、神奈川や静岡、埼玉もそうですけれども、それぞれ工業の公設試験研究では、食品分野というものを実際に支援の分野として取り入れているところがございます。しっかりと工学面のところから、バイオ技術を活用して、食品の支援というのをしっかりと行っているというところもございますので、やはり東京というところでも、この都市農業というところをしっかりと、産技研が持つ工学面のところの強みを生か

して、今後食品分野につきましても支援を講じていくというところを、今回中期目標のところまで打ち出したというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【青山分科会長】       ありがとうございます。

ただいま東京都立食品技術センターの統合について、事務局から説明いただきましたけれども、何か委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

藤竿先生、どうぞ。

【藤竿委員】       こちら統合の時期というのは、今の想定だといつぐらいになるのですか。

【植野技術調整担当課長】       実は今、明確にいつというのは決まっておりません。ただ、中期目標が一応、令和3年4月1日からなので、それと同日かそれ以降という形にはなるということだけは。

【藤竿委員】       中期目標からそれほど遅れることなく、統合もして、サービスも開始するという格好で調整をすると。

【植野技術調整担当課長】       そういった方向で今、これから調整を進めていくというところでございます。

【青山分科会長】       よろしいでしょうか。ほかに何か。

これは、私からは質問でなくてコメントなのですが、一つはやはり統合というプロセスを踏むときに、最終的に統合した後のガバナンスですね。これがどういうふうになっていくかということが大切だと思いますが、そのときに結局、支援の内容ですね。現場で活動される方々の活動の体制ですね。ガバナンスがこれを阻害するようなことのないように、シナジー効果がしっかり生まれるような統合をしていただきたいということ。

もう一つは食品の素材のところですね。農林水産というところで、東京都の食品の素材を開発するところに産業技術研究センターが関与するということになると、例えばバイオテクノロジーとか、そういった分野の技術的なサポート力ですね。それに伴ったさまざまな分析装置ですとか、設備も充実する必要があると思いますので、その辺をぜひ勘案いただきたい、念頭において統合の後、サポートの体制がしっかりできるようにしていただきたいなど。これはコメントです。

【植野技術調整担当課長】       ありがとうございます。

今現在、秋葉原に食品技術センターがございます。やはり今後、統合することによりまして、やはりお客様に混乱がないように、そしてまた、それを支援する研究員をしっかり

と産業技術研究センターとしての組織として、組織の一員となって支援できるようにガバ  
ナンスの方はしっかりと聞かせていきたいというところでございます。

それから、先生にご意見をいただいたとおり、やはりバイオテクノロジーをこれから活  
用していくというところは、まさに産技研が強みとするところでございます。今年の4月  
から、青海のホームの方に「ヘルスケア産業支援室」というところを開設したところでご  
ざいます。現在は、化粧品を対象にバイオ基盤技術を活用した支援を行っておりますが、  
こういったヘルスケア産業支援室も活用しながら、今後、例えば機能性表示食品の開発、  
もしくは評価、こういったところもしっかりできるように、今後、分析装置等もしっかり  
と充実させていければなというふうに考えております。

**【青山分科会長】** ありがとうございます。

そうですね。これまでの産技研のさまざまな経験、ノウハウ、それをしっかりと生かし  
ていけるようにしていただければと思います。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それではほかにございませんようでしたら、以上で審議事項は終了といたします。

最後にその他といたしまして、評価委員会（親会）について、事務局からご説明をお願  
いいたします。

**【植野技術調整担当課長】** 今、ちょっと資料を映し出させていただきます。資料5を  
ごらんいただければと思います。

本日、皆様にご参加いただきました7月28日の試験研究分科会、こちらで四つの事項  
につきまして審議をさせていただいたところでございます。

こちらの審議事項を踏まえまして、7月30日から8月12日まで全体会、こちら通称  
親会と呼んでおりますが、こちらの評価委員会の全体会が開催されます。こちらにつきま  
しては、対面での開催ではなく、メールでの書面決議という形で行うということでござい  
ます。ですので、今後、委員の皆様には7月30日以降、メールでの資料のやり取り、ま  
たは質問等のやり取りというものを行っていただく形になります。

審議事項につきましては、産業技術研究センターの見込み評価、それから組織・業務全  
般の検討、それから中期目標でございます。こちらは、これまで分科会で3回に重ねてご  
審議いただいた内容でございます。それから、運営要綱の改正と。以上、4点につきまし  
て、全体会で審議をしていただくという形になります。

先ほど申し上げたとおり、7月30日木曜日から8月12日水曜日までが日程となって

おります。この間に、電子メールによる書面開催という形になります。

審議事項の資料の送付につきましては、7月30日木曜日ですね。明後日でございます。メールで送らせていただきます。その後、ご質問及びご意見の聴取ということで、7月30日から8月6日木曜日までと。審議結果の送付が、8月12日というようなスケジュールで予定しているところでございます。

また、詳細につきましては、今後資料をお送りさせていただく際に、また事務的にご連絡をさせていただければと思います。

私からは以上でございます。

**【青山分科会長】** ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、少し予定の時間より早いのですが、これで令和2年度第3回の試験研究分科会を閉会といたします。皆様、朝早くからご出席いただきましてありがとうございました。

では、これで終了といたします。どうもありがとうございました。

事務局の皆さん、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前10時04分 閉会

——了——